

高齢者に対する支援と介護保険制度
— 解説編 —

社会福祉士 五島 昌幸

I 高齢者に対する支援

■ 高齢者福祉制度の発展過程

[老人福祉法]

1963(昭和38)年制定

・入所施設(老人福祉施設)として、以下の3つを規定

○養護老人ホーム

○特別養護老人ホーム

○軽費老人ホーム[契約]

・入所施設(老人福祉関連施設)として、有料老人ホームを規定

・在宅高齢者対策として、老人家庭奉仕員派遣制度(現・ホームヘルパー)を規定^⑲

・65歳以上の者に対する健康診査事業を法定化^{⑲⑳}

[補足1 福祉六法の成立時期]

1946(昭和21)年 生活保護法(旧)

1947(昭和22)年 児童福祉法

1949(昭和24)年 身体障害者福祉法

1950(昭和25)年 生活保護法(現)

1960(昭和35)年 精神薄弱者福祉法(現・知的障害者福祉法)

1963(昭和38)年 老人福祉法

1964(昭和39)年 母子福祉法(現・母子及び寡婦福祉法)

[補足2 措置制度と認可・届出先]

措置制度

・措置の実施者は、市町村

・措置制度とは、行政が利用者からの福祉サービスの利用申請に対して、その責任に基づき、必要な対応を行う制度

・措置の対象施設等は、以下のとおり

養護老人ホーム

特別養護老人ホーム^⑲

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護など

1973(昭和48)年改正

・老人医療費支給制度(老人医療無料化)^{㉘㉙} 重要!!

70歳以上^㉚の高齢者について医療保険の本人負担分を国と地方自治体が負担して無料化財政がひっ迫したため、1982(昭和57)年に方針転換(後述)

1989(平成元)年 高齢者保健福祉推進 10か年戦略(ゴールドプラン)③①
 21世紀までの介護基盤の量的整備を規定
 ホームヘルパー(10万人)、デイサービス(1万か所)など
 1990(平成2)年 福祉関係八法の改正
 住民に身近な市町村で、福祉・保健サービスが一元的・計画的に提供される
 体制づくりを目指す

1990(平成2)年改正
 ・老人福祉施設等の入所権限を都道府県から町村へ移譲(市については既に移譲)②③②
 ・市町村老人保健福祉計画の策定を義務化(老人保健法と共に)③
 ・老人福祉施設として、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設(ショートステイ)を追加②⑨

[老人保健法]

1982(昭和57)年制定
 ・老人保健制度を導入③③①
 財政ひっ迫(前述)により、老人医療費を定額負担
 2001(平成13)年から定率負担(1割)に移行
 ・40歳以上の者に対する保健事業(健康教育・調査、訪問指導など)の実施(市町村)③②
 を規定

1991(平成3)年改正
 ・老人訪問看護制度(訪問看護ステーション)を創設③②

2006(平成18)年 高齢者医療確保法に名称変更

■介護の技法
 過去問にて学習

2 介護保険制度

■国・都道府県・市町村等の役割

[国の役割]

役割	内容
介護報酬	・社会保障審議会の意見を聞いて厚生労働大臣が決定②⑧ 1単位の単価は原則10円(地域によって割増しあり)②⑧ 3年に1回改定②⑧
要介護度	・要介護状態区分を厚生労働大臣が決定③① 例)要介護1~5 ・区分支給限度基準額を厚生労働大臣が決定②⑨ 例)要介護1:16,765単位 これを超えた費用は、全額自己負担②⑧
調整交付金	・介護保険の財政の調整を行うために市町村に交付③②

[都道府県の役割]

役割	内容
市町村支援	・介護保険審査会の設置・運営 ^{②⑨⑩③③} 要介護認定の結果や保険料の決定などに不服がある場合の審査請求先 ・介護認定審査会の共同設置等の支援 ^{③③}
事業所・施設関連	・事業所や施設の指定、指定更新(6年ごと) ^{②⑧} 、指導監督 ^⑩ 居宅サービス事業者、介護保険施設(介護老人保健施設と介護医療院は「許可」、介護予防サービス事業者 ・事業や施設の人員・設備・運営に関する基準の制定
介護サービス情報の公表	・介護サービス事業者の調査と結果の公表 ^{②⑨} 指定情報公表センターの指定 ^{③②}
介護支援専門員の登録等	・介護支援専門員の試験、研修及び登録 ^⑩
財政支援	・財政安定化基金の設置・運営 ^{⑩③③}
都道府県計画	・介護保険事業支援計画の策定 ^{③②}

[市町村の役割]

役割	内容
被保険者の資格管理	・保険証の発行・更新
要支援・要介護認定関連	・介護認定審査会の設置 ・認定調査の実施 ^⑩
保険料の徴収	・第1号被保険者の徴収料率決定 ^⑩ ・普通徴収 ・特別徴収にかかる対象者の確認・通知等 ^⑩ 年額18万円以上の年金受給者から天引き
会計等	・介護保険に関する特別会計の設置 ^{⑩③②}
市町村計画	・介護保険事業計画の作成・変更
事業所の指定	・事業所指定、指導監督 地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、 介護予防支援事業所 ・事業や施設の人員・設備・運営に関する基準の制定
地域支援事業	・地域包括支援センターの設置等

[国民健康保険団体連合会の役割]

役割	内容
請求の審査・支払い	・介護給付費等の請求に関する審査および支払 ^{⑩③③}
指導・助言	・指定居宅サービス事業者、介護保険施設について、利用者・家族の苦情に基づき事実関係の調査を行い、事業者・施設に対して必要な指導・助言を実施 ^{②⑨}
委員会	・介護給付費等審査委員会の設置 ^{③②} 都道府県知事の承認を得て、事業者に対して報告、出頭、説明等を求めることができる。

■介護支援専門員の役割

介護支援専門員＝試験合格＋研修修了＋都道府県に登録²⁸ ※名称独占の規定はない²⁸

役割	内容
サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画（以下、ケアプラン）の作成 ・サービス担当者会議を召集し、担当者から意見を聴取²⁸ ・ケアプラン（原案）を利用者及び担当者に交付 ・ケアプランには、介護保険サービス以外のサービス等も位置付け²⁸（例）医療、ボランティア、民生委員など ・少なくとも一月に1回、利用者宅を訪問してモニタリングを実施 ・介護保険施設への入所を希望する場合、その紹介を行う。
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が医療サービス（訪問看護など）を希望する場合、利用者の同意を得て、主治医等の意見を求める。
記録	サービス提供に関する記録を整備し、終了した日から2年間保存

■介護予防・日常生活支援総合事業

〔事業体系〕

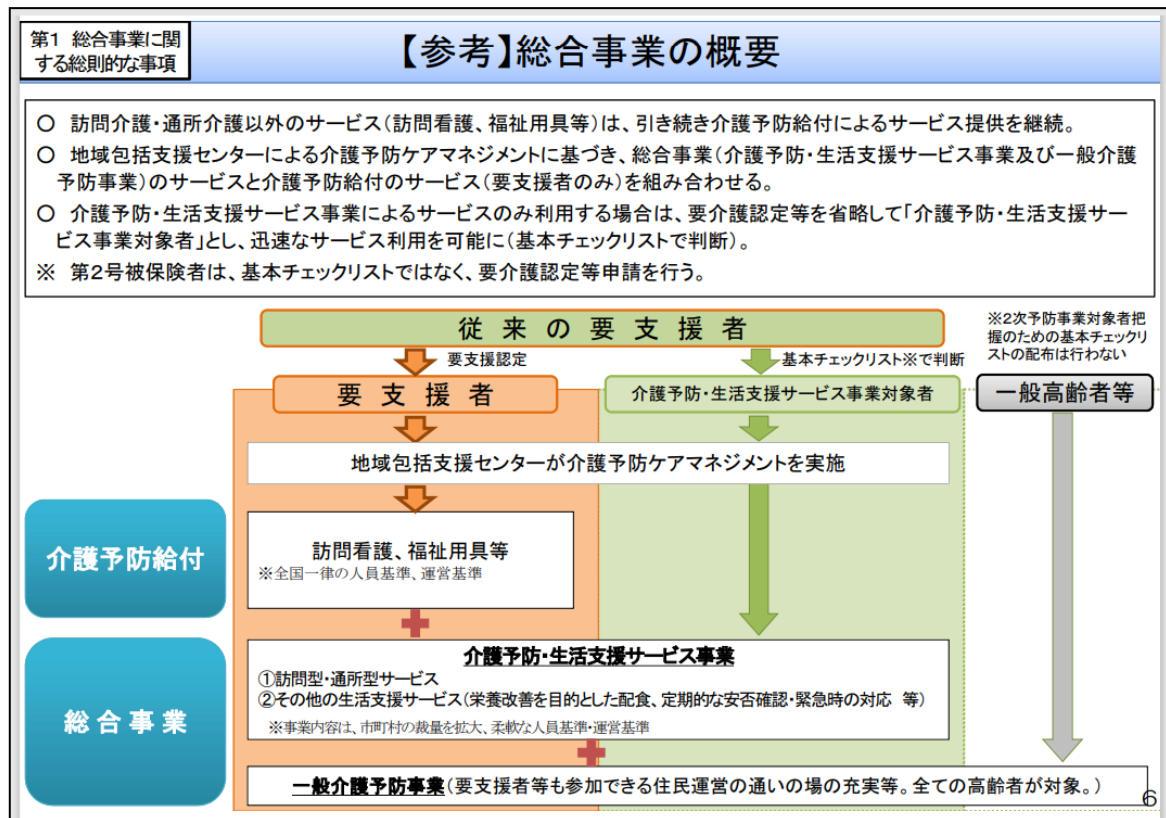


図 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

（『介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（概要）』 p7 から抜粋）

※予防給付を利用する場合は、介護予防ケアマネジメントではなく、「介護予防支援」を実施（後述）

■地域包括支援センターの事業内容

包括的支援事業	包括的・継続的 ケアマネジメント	介護支援専門員に対する後方支援、ネットワーク化、日常的個別指導・相談、地域包括ケア会議の開催など
	総合相談支援	地域におけるネットワーク構築・実態把握・総合相談など
	権利擁護	成年後見制度、福祉施設等への措置、虐待・困難事例への対応、消費者被害の防止など
	介護予防 ケアマネジメント	基本チェックリスト該当者などに対するケアマネジメントサービス
訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスの利用希望者で、 <u>予防給付を利用しない要支援者</u> に対するケアマネジメントのサービス		
介護予防・生活支援 サービス事業		
予防給付	介護予防支援	介護予防支援事業所の指定を受けて行う、(<u>予防給付を要する</u>)要支援者に対するケアマネジメント
その他	一般介護予防事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、任意事業を受託することができる。	

(『見て覚える! ケアマネジャー試験ナビ 2021』 p80 を一部改変)

■業務継続計画 (BCP)

[BCPとは]

業務継続計画 (BCP: Business Continuity Plan)

- ・新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害発生時に、優先的に実施する業務を選定するなど、あらかじめ検討した方針、体制、手順等を示した計画
 - ・介護分野においては、運営基準の見直しにより、令和 3 年度から BCP の策定、研修・訓練の実施等を義務付け(ただし、3年の経過措置期間あり)。
- ※障害福祉分野も同様

(『介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン』を一部改変)

■LIFE

[LIFEとは]

科学的介護情報システム (LIFE: Long-term care Information system For Evidence)

- ・2016 (平成 28) 年度から通所・訪問リハビリテーションデータ収集システム (VISIT)、令和 2 年 5 月から高齢者の状態やケアの内容等データ収集システム (CHASE) を運用
- ・2021 (令和 3) 年 4 月 1 日から、これらの一体的な運用を開始するとともに、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、名称を「科学的介護情報システム」(LIFE)とした。

社保審-介護給付費分科会
 第185回 (R2.9.14) 資料

LIFE(VISIT・CHASE)による科学的介護の推進(イメージ)

○ 計画書の作成等を要件とするプロセス加算において実施するPDCAサイクルの中で、

- これまでの取組み等の過程で計画書等を作成し、ケアを実施するとともに、
- その計画書等の内容をデータ連携により大きな負荷なくデータを送信し、
- 同時にフィードバックを受けることにより、利用者の状態やケアの実績の変化等を踏まえた計画書の改善等を行うことで、

データに基づきさらなるPDCAサイクルを推進し、ケアの質の向上につなげる。

※ 令和3年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を使用。
科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence ; **LIFE** ライフ)

1

社保審-介護給付費分科会
 第178 (R2.6.25) 資料 1

VISITを用いたPDCAサイクルの好循環のイメージ

通所・訪問リハビリテーション事業所

- ・ADLやIADL等の評価
- ・リハビリテーション計画書の作成等

計画 Plan → 改善 Action → 実行 Do → 評価 Check → 計画 Plan

・リハビリテーション会議の実施 (利用者等・他職種連携による質の管理)

・リハビリテーション計画書の作成支援等

・リハビリテーション管理を実施 (利用者ごとに)

データ入力

リハビリテーションマネジメントに必要な様式を作成し、データを提出

データの分析結果をフィードバック (利用者単位、事業所単位)

現場にフィードバックされた結果をもとにより質の高いリハビリテーションを提供

厚生労働省

- ・根拠に基づく施策の立案等

計画 Plan → 改善 Action → 実行 Do → 評価 Check → 計画 Plan

提出されたデータはデータベースに収集

リハビリテーションマネジメントの実態と効果の把握

他の公的DB等との連携

データベースに収集したデータを分析 (エビデンスの創出)

エビデンスに基づき、施策の効果や、課題等を把握し、施策の見直し

4

(それぞれ『科学的介護情報システム(LIFE)について』p1、p4 から引用)

文献

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟(2021).『2022 社会福祉士国家試験過去問解説集』.中央法規.

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟(2018).『2019 社会福祉士国家試験過去問解説集』.中央法規.

いとう総研資格取得支援センター編(2021).『見て覚える! ケアマネジャー試験ナビ 2021』.中央法規.

厚生労働省(2020).『介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン』.厚生労働省老健局老人保健課(2021).『「科学的介護情報システム(LIFE)」の活用等について』.厚生労働省.

厚生労働省(2021).『「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について』.厚生労働省.

厚生労働省(2021).『科学的介護情報システム(LIFE)について』.Retrieved 2021年12月3日、from https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html

厚生労働省老健局振興課(2015).『介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン(概要)』.厚生労働省.

社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験ワークブック編集委員会編(2021).『社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験ワークブック 2022[共通科目編]』.中央法規.

高齢者に対する支援と介護保険制度

— 過去問編 —

社会福祉士 五島 昌幸

I 高齢者に対する支援

■高齢者福祉制度の発展過程

第30回 問題131

高齢者に関わる保健医療福祉施策に関する次の記述のうち、施策の開始時期が最も早いものを1つ選びなさい。

- 1 老人福祉法による70歳以上の者に対する老人医療費支給制度
- 2 老人保健制度
- 3 老人福祉法による65歳以上の者に対する健康診査
- 4 介護保険制度
- 5 高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）

第32回 問題126

日本における高齢者の保健・福祉に係る政策に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 老人福祉法制定前の施策として、生活保護法に基づく特別養護老人ホームでの保護が実施されていた。
- 2 老人福祉法の一部改正により実施された老人医療費支給制度では、65歳以上の高齢者の医療費負担が無料化された。
- 3 老人医療費支給制度による老人医療費の急増等に対応するため、老人保健法が制定された。
- 4 高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）の中で、老人保健福祉計画の策定が各地方自治体に義務づけられた。
- 5 介護保険法の制定により、それまで医療保険制度が担っていた高齢者医療部分は全て介護保険法に移行した。

■介護の技法

第32回 問題130

片麻痺の要介護者に対する介護の方法に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

- 1 上着を脱がせるときは、麻痺のある側から脱がせ、着るときは麻痺のない側から袖を通す。
- 2 車いすからベッドへ移乗介助する場合、ベッドに対して要介護者の患側に車いすを置く。
- 3 移動介助におけるボディメカニクス活用として、介助者の支持基底面を狭くとする。
- 4 食事時の座位姿勢として、頸部は体幹に対して後屈の姿勢とする。
- 5 杖歩行の介助を行う場合、介助者は杖を持っていない側の後ろに立つ。

2 介護保険

■国・都道府県・市町村の役割

第29回 問題132

介護保険制度における国民健康保険団体連合会の役割に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 要介護度ごとに定められる区分支給限度基準額を決定
- 2 利用者からの苦情を受けて、サービス事業者に対する必要な指導及び助言を行う。
- 3 事業者・施設の利用料金、職員研修の実績などに関する介護サービス情報の公表を行う。
- 4 第一号被保険者の保険料の特別徴収を行い、それを各市町村に納入する。
- 5 介護保険審査会を設置し、市町村の処分に対する不服申立ての審理・裁決を行う。

■介護支援専門員の役割

第 31 回 問題 131

介護支援専門員の役割に関する次の記述のうち、適切なものを 2 つ選びなさい。

- 1 利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設へ紹介を行うものとされている。
- 2 指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、終了した日から 5 年間保存することが厚生労働省令で定められている。
- 3 少なくとも一月に 1 回、サービス担当者会議を開催しなければならない。
- 4 介護保険サービス以外のサービス等を含む居宅サービス計画を作成することができる。
- 5 訪問看護等の医療サービスが必要と自ら判断した場合には、利用者の同意を得ずに主治の医師の意見を求めることができる

■介護予防・日常生活支援総合事業

第 32 回 問題 133

介護保険制度の地域支援事業における介護予防・生活支援サービス事業に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 この事業は、被保険者のうち、居宅で生活している要介護者及び要支援者が幅広く対象となっている。
- 2 通所型サービス（第一号通所事業）では、保健・医療専門職による短期間で行われるサービスが実施可能となっている。
- 3 訪問型サービス（第一号訪問事業）では、訪問介護員による身体介護は実施されないこととなっている。
- 4 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）については、地域包括支援センターへ委託をしてはならないこととなっている。
- 5 この事業における利用者負担は、全国一律になっている。

■地域包括支援センター

第 29 回 問題 131

介護保険制度の地域支援事業における包括的支援事業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 総合相談支援業務では、日常生活自立支援事業や成年後見制度といった権利擁護を目的とするサービスや制度を利用するための支援などが行われる。
- 2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務では、地域内の要介護者などやその家族に対し、日常的な介護予防に関する個別指導や相談などが実施される。
- 3 在宅医療・介護連携推進事業では、高齢者などが医療機関を退院する際、必要に応じ、医療関係者と介護関係者の連携の調整や相互の紹介などが行われる。
- 4 生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターと生活支援サービスの提供主体による情報共有・連携強化の場として、地域ケア会議が設置される。
- 5 認知症総合支援事業では、民生委員や地域内のボランティアによる認知症初期集中支援チームが設置される。